

# 重層的支援体制整備事業 について

順天堂大学 松山毅

# 地域共生社会の推進へ

- 共同体の機能(互助－共助)の脆弱化、
- 人口減少による地域社会の担い手の不足、
- 高齢者や障害者、生活困窮者などのいわゆる社会的弱者が社会参加の機会が十分でない等の状況



- 「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、「**地域に生きて暮らしている以上、誰もが支え・支えられるものである**」という考え方のもと、
- 地域の資源や人の多様性を活かしながら、**人と人、人と社会がつながり合う取り組みが生まれやすいような環境を整えること**を目指し、「地域共生社会」というコンセプトが誕生
- 社会の変化に伴い『縦割り』の分野ごとの課題解決に取り組んでいた従来の方針から、**個人や世帯が抱える課題に包括的に『丸ごと』支援する地域社会を作っていくことが、地域共生社会において重要なポイント**

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業

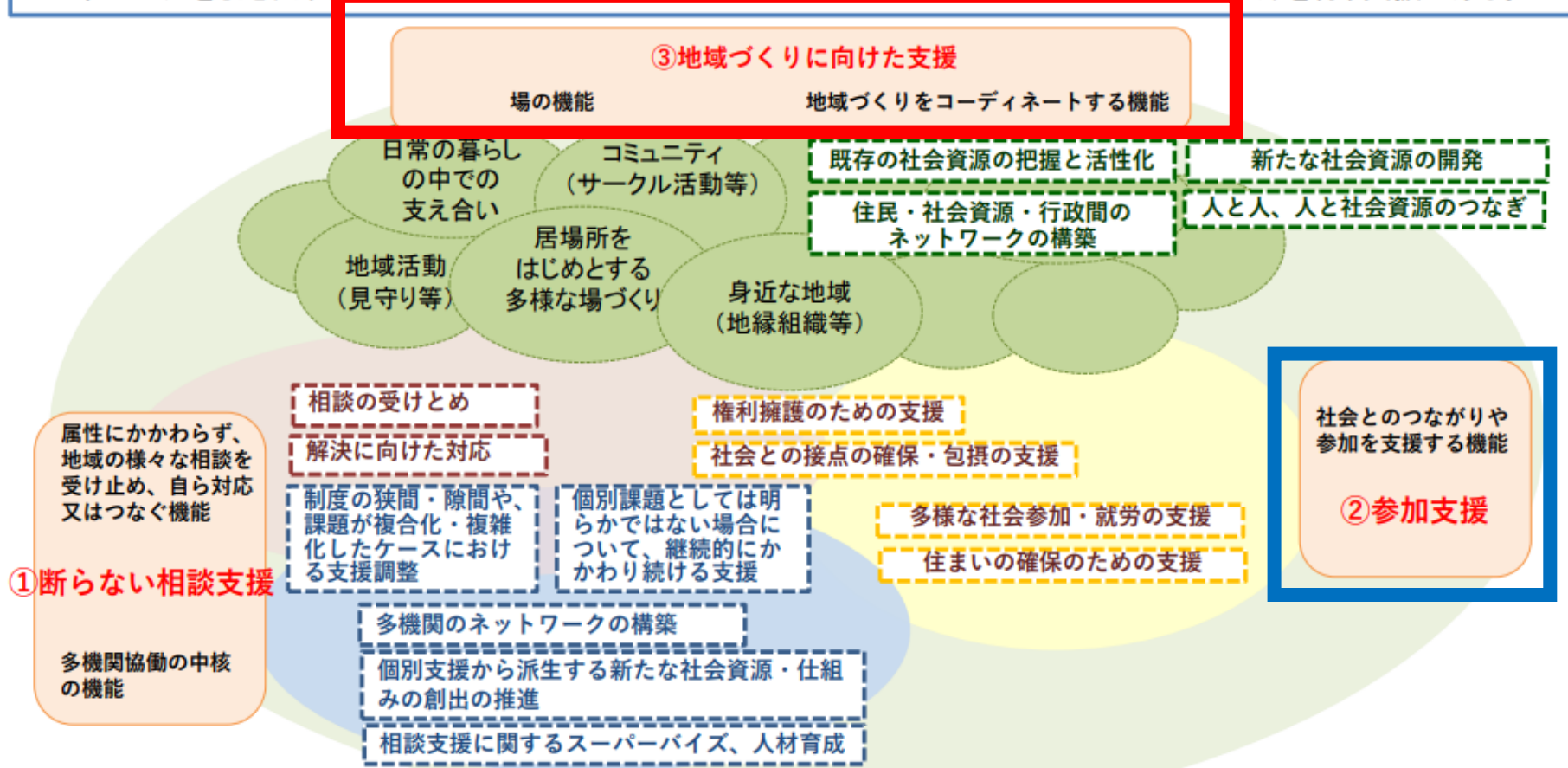


交通

.....

# 新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
  - ①断らない相談支援
  - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
  - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



# 重層的支援体制整備事業が求められた背景

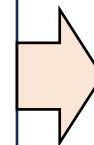
## • これまでの社会福祉制度

### ○属性ごとの制度

高齢者・障害者・子ども・低所得・生活困窮、等

### ○リスクごとの制度

要介護・要支援・虐待・生活困窮、等



○現金給付や  
現物給付による  
支援

○専門職による  
専門的支援

**\* 個々の課題に対して、既存の制度やサービス  
にあてはめていく**

# 重層的支援体制整備事業が求められた背景

\* 一方、ひとりひとりの生活課題は、複雑化・多様化している

(様々な要因による社会的孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、など)

→ **既存の制度に当てはまらない課題の増加**

\* 課題の一つ一つに対応することは大切

→ **課題ではなく「生活者」の観点から、生活全体の中に課題を関連付けてとらえる必要性**

⇒ 多機関連携事業として既に取り組みされている

# 重層的支援体制整備事業が求められた背景

- \* 現状は多機関連携事業として取り組まれている
- \* 課題は、各部署や専門機関のたてわりの壁  
(制度の違い、委託や補助の財政運用の壁、専門職配置の壁、事務連絡業務の煩雑、等)
- \* また、地域の生活者である相談者は、なかなか困りごとを相談したり申請したりできない  
(複数の課題を抱えている、相談に躊躇がある、話を聞いてくれる知り合いがいない、など生きづらさを抱えている人が多い)
- \* **人々が持つ、様々なニーズへの対応が困難**

# 重層的支援体制整備事業 3つの柱

- 地域住民の複合化したニーズや制度の狭間にあるニーズに対応するため、

## ① 対象者の属性を問わない相談支援

(本人や世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援)

## ② 多様な参加支援

(本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供し社会とのつながりを回復する支援)

## ③ 地域づくりに向けた支援

(地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援)

\*これらの 3つの柱を一体的に行う



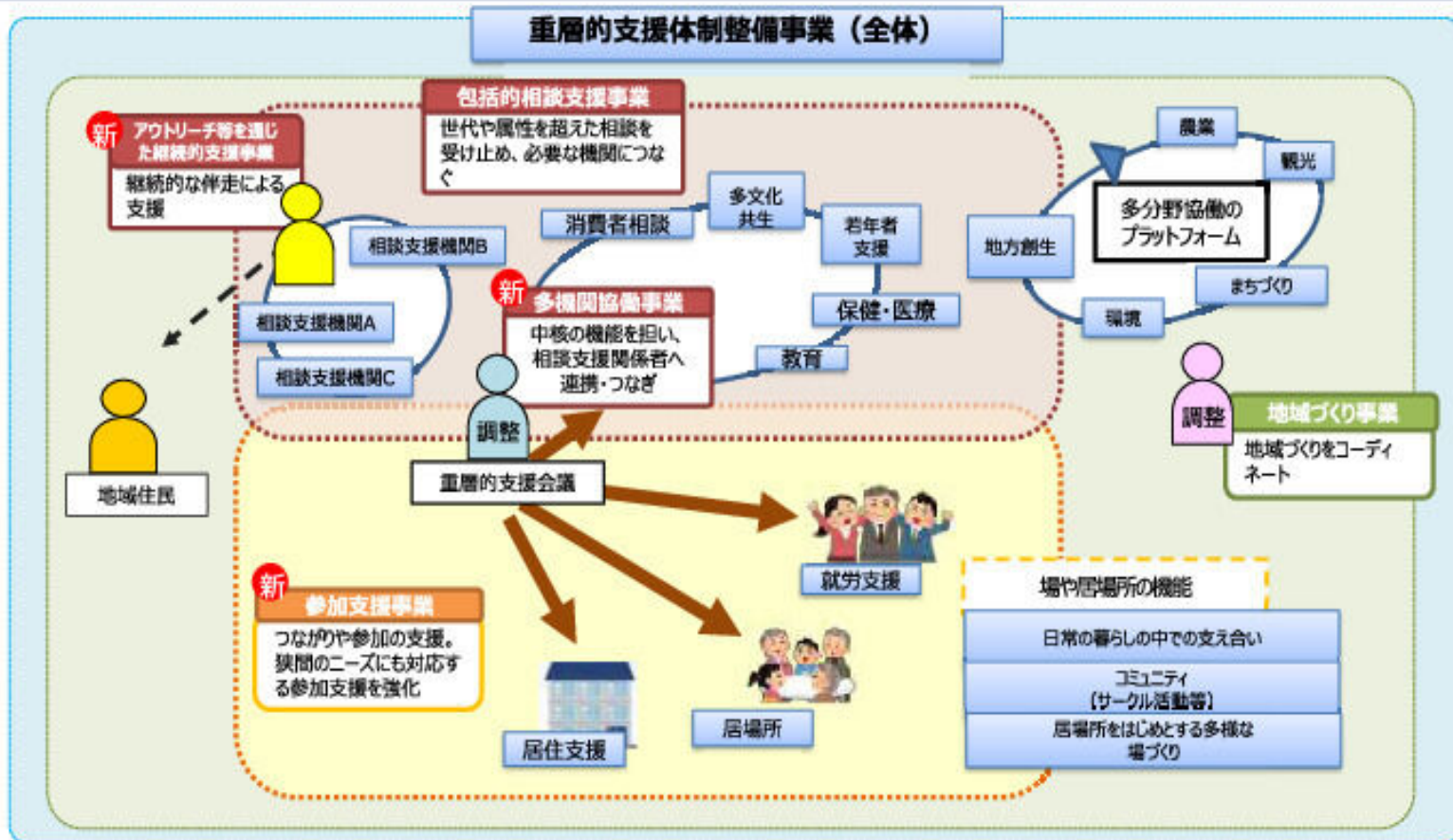
# 重層的支援体制整備事業 財政的支援

- 高齢者、障害者、こどもといった分野ごとに別々に交付されていた国や都道府県からの補助金については、社会福祉法に基づく**一つの交付金として交付**されることとなった。
- これにより、市町村における事務コストの軽減につながり、今までよりも十分に支援が必要な方に向き合う時間ができる

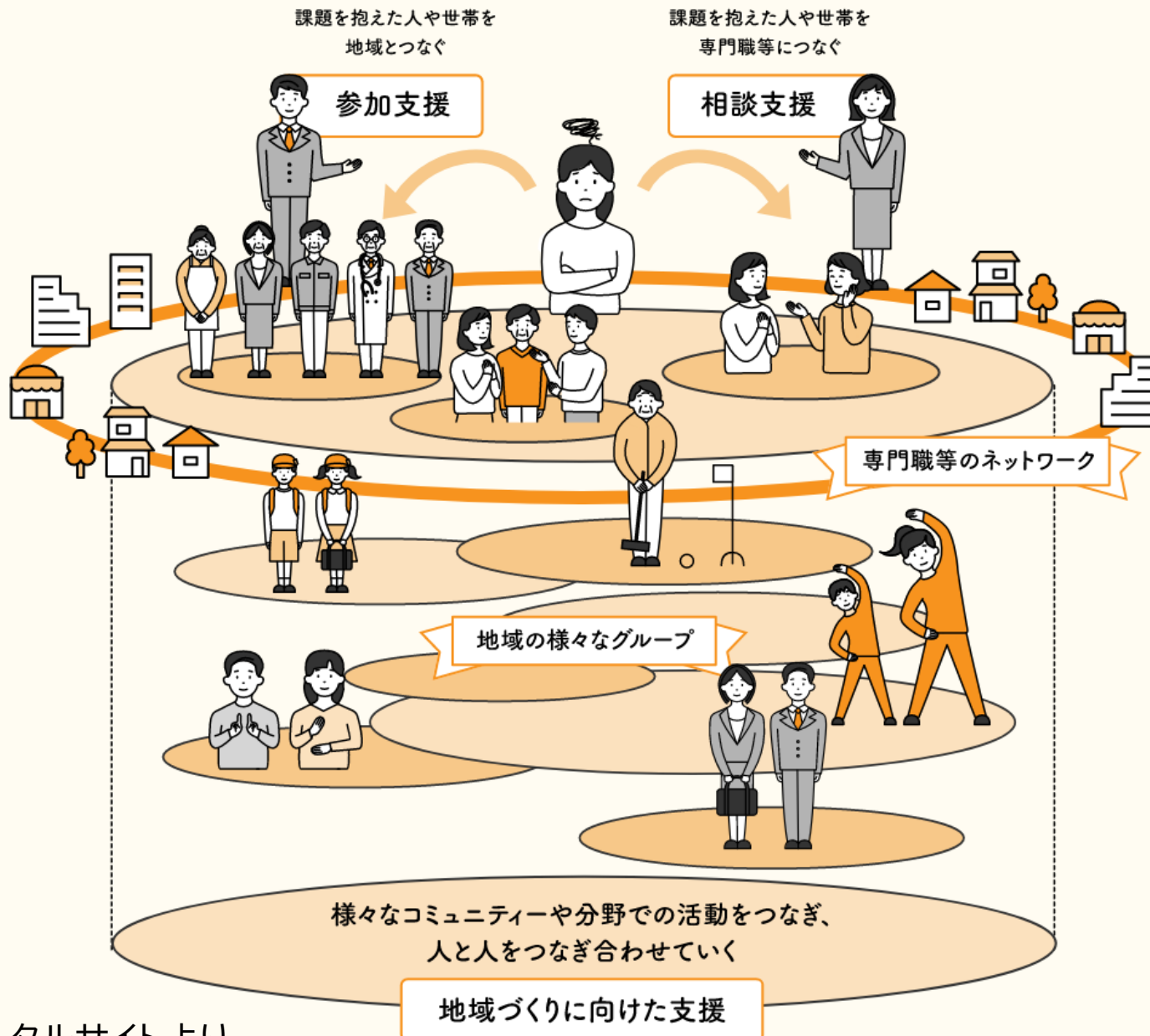
<p><b>包括的相談支援事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>・ 支援機関のネットワークで対応する</li> <li>・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>
<p><b>参加支援事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>
<p><b>地域づくり事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>
<p><b>アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
<p><b>多機関協働事業</b> (社会福祉法第106条の4第2項第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>・ 支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>

## 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

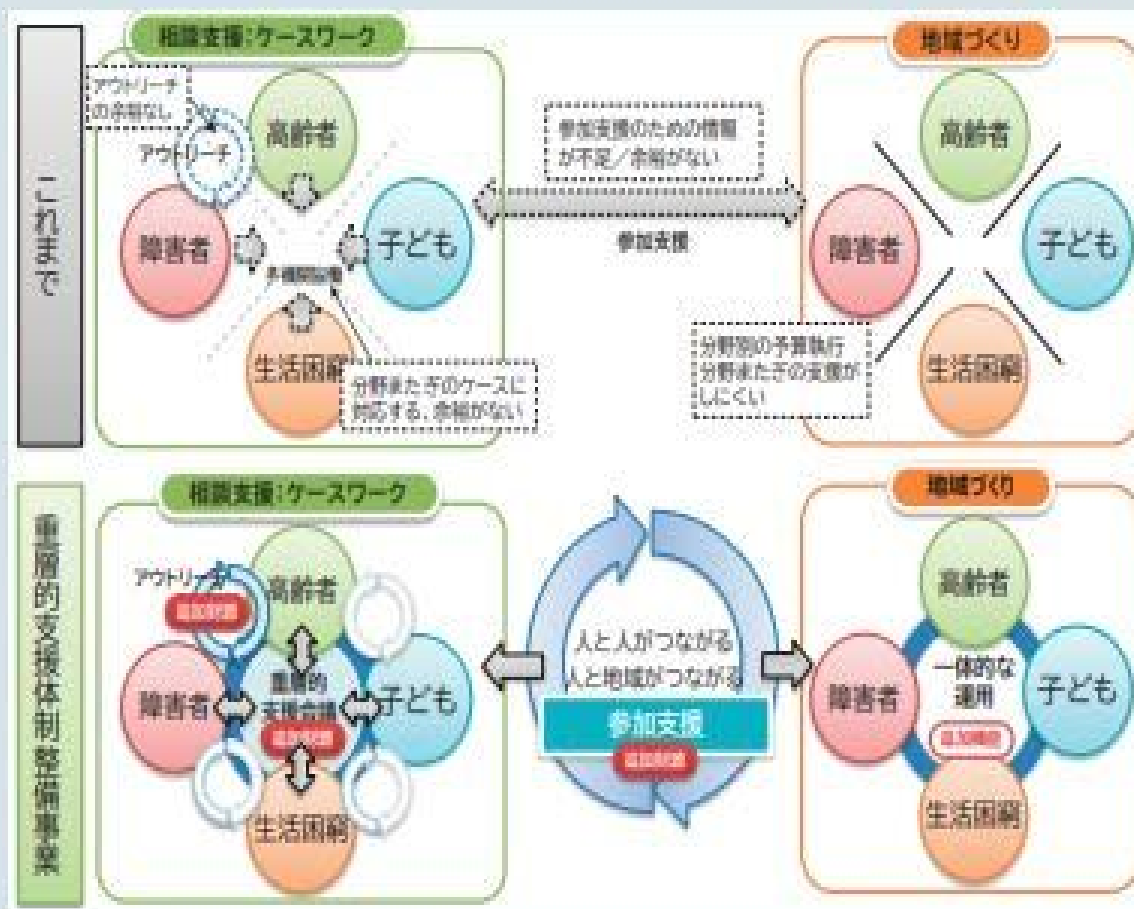


市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



図表3-2-4

3つの支援を組み合わせることによる効果

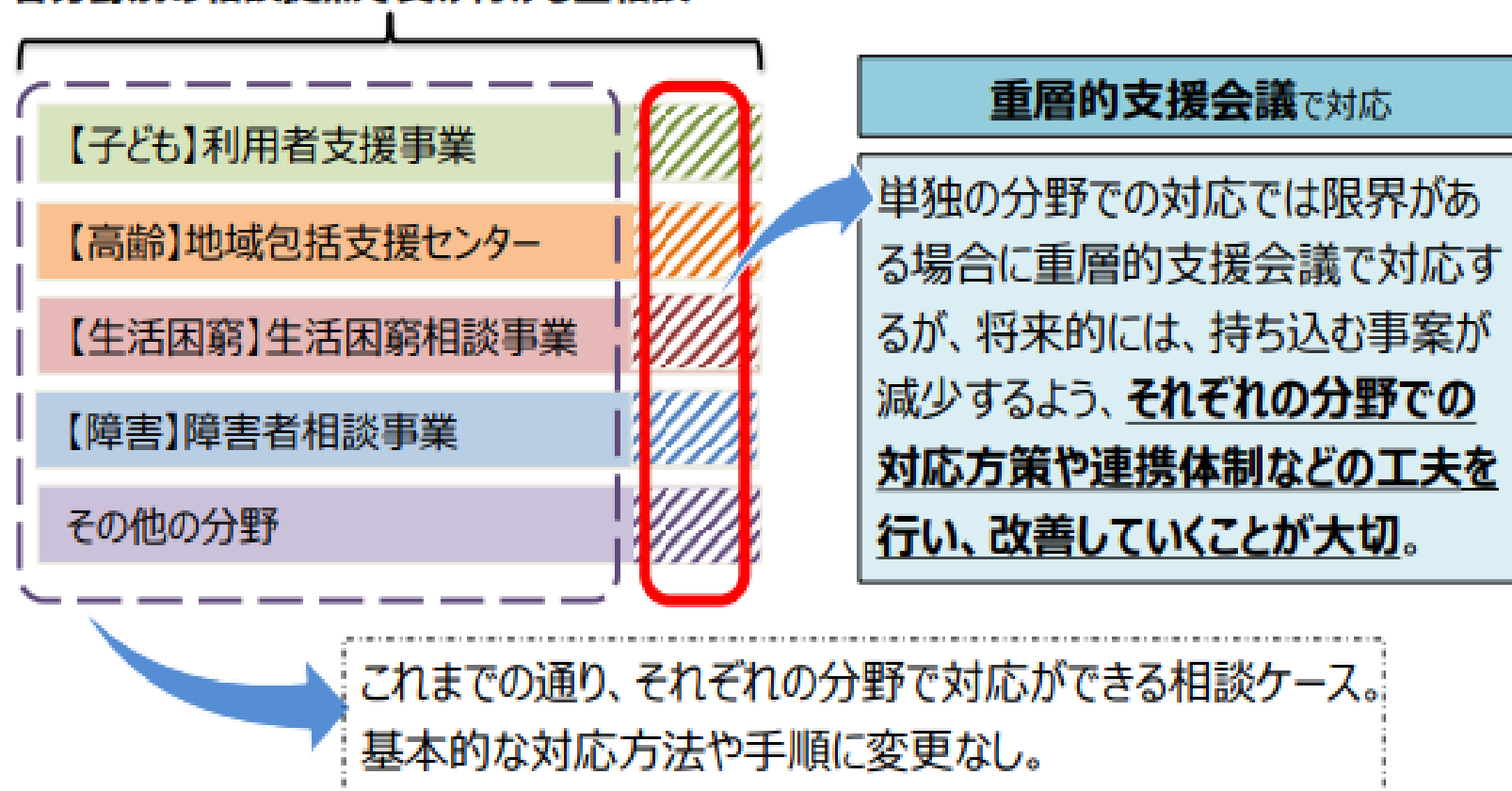


【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

資料：厚生労働省社会・援護局作成

# 重層的支援体制整備事業 重層的支援会議

各分野別の相談拠点で受け付ける全相談



## 支援会議と重層的支援会議の違いについて

### 支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

### 重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

# 重層的支援会議について

## 重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

### プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

### プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

### 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にともな、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



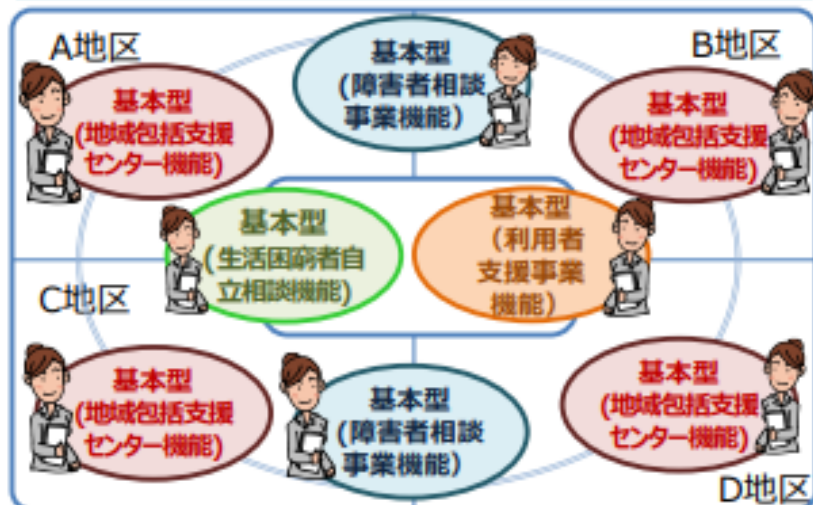
### 【個人情報の取扱】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

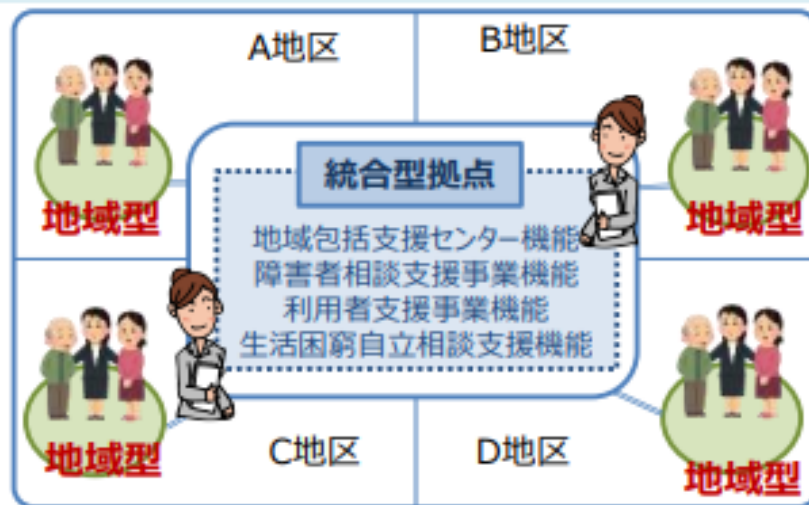


# 拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



# 重層的支援体制整備事業を進めるにあたって

- 地域の社会資源の存在・役割の把握(行政、法人、民間、支部社協、民児協、など)
  - ⇒各事業の相違、重なっているところ、強み、など
  - ⇒これまで地域で積み上げてきた取り組みを活かす
- 現状の地域福祉の評価を通して課題の共有
  - ⇒印西市ではどのようなデザインで重層的支援体制整備事業を実施するのか
  - ⇒印西市のどのような課題解決を想定しているのか？  
(ひきこもり？生活困窮？ダブルケア？)
  - ⇒具体的な課題解決に、どのような仕組みが有効か？

# 重層的支援体制整備事業を進めるにあたって

- 総合相談、重層的支援会議、参加支援、地域づくりが有機的につながり、
- 課題の早期発見(アウトリーチ)ー課題解決(支援)ー見守り(継続的支援)が可能になる協働事業の推進

\* 重層的な支援体制の整備を行うメリットとは？